



(メール施行)
医 第 2 1 6 0 号
平成25年10月11日

各健康福祉事務所長 様
各政令市保健所長 様

健康福祉部健康局医務課長

「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の
一部使用について」の一部改正等について

標記のことについて、平成25年9月27日付で別添のとおり通知がありました。
ついては、その内容について、ご了知していただくとともに、関係機関及び
関係団体等に、周知していただくようお願いいたします。

記

- 1 「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の一部使用について」
の一部改正等について
（平成25年9月27日付医政発0927第10号厚生労働省医政局長通知）
- 2 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
（平成25年9月27日付医政発0927第6号、薬食発0972第1号
厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知）
- 3 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
（平成25年9月27日付医政発0927第1号、薬食発0972第2号
厚生労働省医政局指導課長・医薬食品局安全対策課長通知）
- 4 自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインについて
（平成25年9月27日付医政発0972第8号厚生労働省医政局長通知）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県健康福祉部健康局医務課医療体制整備係
(担当：宮川)

TEL 078-341-7711 (内線3260)